

平成24年2月24日

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集

総務省は、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案をとりまとめました。つきましては、これらの案について、平成24年2月25日（土）から平成24年3月26日（月）までの間、意見を募集します。

1. 背景

金融機関への振込みにより支出をした場合の提出書類の簡素化のために、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令17号）及び政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）について必要な改正を行うものです。

2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象：別紙1「公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案」
詳細については、別紙2の意見募集要領をご覧ください。

3. 意見募集の期限

平成24年3月26日（必着）
（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

（連絡先）自治行政局選挙部選挙課
（担当：戸梶理事官 辻川）
電話：03-5253-5568
FAX：03-5253-5569
自治行政局選挙部政治資金課
（担当：鈴木補佐 阿部）
電話：03-5253-5578
FAX：03-5253-5583
自治行政局選挙部政党助成室
（担当：田中補佐 岡田主査）
電話：03-5253-5582
FAX：03-5253-5583